

特定個人の情報に関する調査進捗につきまして

昨年12月29日、一般社団法人共同通信社より、「入管に組織的に虚偽申請か 在留資格で代行グループ」と題する記事（以下「当報道」という。）が公表されたため、あじあ行政書士法人（以下「当法人」といいます。）では、申請担当が社内で定められた手続を確実に実践していたかどうかを含め、当法人が関わった申請業務全般について、現在、「特別監査チーム（責任者：合田法務部長）」を組成し、調査にあたっております。

調査を継続している中で、特別監査チームに対しまして、特定の個人がコンプライアンス違反をしていたのではないか、という情報が寄せられましたので、鋭意調査を進めている最中ですが、調査が進捗いたしましたので、現時点において確認できた事実を公表いたします。

【情報I（2019.2.1公表）】

- Fから、当報道（共同通信社の記事）と内容を一にする告発文を受領。
 - 告発文は、「実体と異なる雇用理由書の作成が組織的に行われています」と記している。
 - 告発文は、特定の個人であるG・H・Iらが虚偽申請に係っていた、として名指ししている。
 - Fは、当法人の申請業務の一部を受託していた。
 - Fは、行政書士であり、警視庁に告発した本人である可能性が高い。
- 雇用理由書の作成に関して、告発文に記されているFの主張は、下記のとおり。
 - Gは、Fに対して、あたかも虚偽申請を許容するかの言動を弄していた。（主張①）
 - H・Iは、Fに対して、雇用理由書に事実と異なる内容で記載するように唆した。（主張②）
 - Fに対して、雇用理由書に事実と異なる内容で記載するように唆したH・Iは、「上司の指示」と説明していた（主張③）。
 - Gは、当時、H・Iの上司であった。
- Fは、Gとの間で金銭トラブルを抱えていた。
 - 金銭トラブルの金額は、235,000円である。
 - Fは、2019年1月11日、当該金銭を速やかに支払うよう、当法人に対して通告した。
 - Fは、当法人が速やかに支払わない場合は、商事法定利息を追加して支払うよう請求した。
- Fは、当報道（共同通信社の記事）のコピーを自事務所の宣伝活動に利用。
 - Fは、2019年1月16日頃、外国人材の紹介会社に対して、自事務所の宣伝チラシを封入して送付する際に、当報道の記事のコピーを同封した。
 - Fが作成した自事務所の宣伝チラシには、「昨年末も、悪質な業者による『虚偽申請』について報道がなされており、入管業務に携わる者として極めて残念に思います（添付資料参照）。…（中略）…これに対して、弊所は、『正直・公正』を信念にして、入国管理・在留手続に取り組んでおります。…（中略）…外国人の入管・在留手続でお悩みの際には、ぜひ弊所までご相談ください」と書かれている。



【情報 I に関する追加情報（公表：2019.2.5）】

- F から、下記を内容とする内容証明付き配達証明郵便を受領。
 - F は、「警視庁への告発文書」について、「不知」と主張（「否認」ではない）。
 - F は、「共同通信社に対するコメント」について、「不知」と主張（「否認」ではない）。
 - F は、特別監査チームによる調査活動（F が名指しした G・H・I に対する当チームによる調査と推測される）の影響によって、「問い合わせが相次ぎ、釈明を余儀なくされたため、小職の業務に支障をきたしています」と主張。
 - F は、特別監査チームに対し、「証人威迫罪（刑法 105 条の 2）、信用棄損罪（刑法 233 条前段）および偽計業務妨害罪（刑法 233 条後段）での告訴に向けて、関係資料を提出の上、警視庁と協議しています」と叙述。
- 上記を踏まえて叙述された F の主張は、下記のとおり。
 - F は、「警視庁への告発文書」については「不知」だが、「F が警視庁に告発した」というのは「虚偽」とであると主張。ただし、告訴に向けて「警視庁と協議」と記述。
 - F は、当法人のプレスリリースにおいて、F の本名を明らかにした上で、「F（本名を明示）が警視庁に告発した、という弊法人の認識は誤りであり、訂正するとともに、F（本名を明示）に深くお詫び申し上げます」と掲載するように要求。
 - 当法人が、G との金銭トラブルに関する書類を F に求めたところ、「警視庁への提出資料」と重複するとして、「今後の捜査への影響を考慮し、提出を控えさせていただきます」と叙述。
- F は、前職において、国会議員政策担当秘書を務めた経歴がある。

【情報 I に関する追加情報（公表：2019.2.7）】

- F は、申請業務の一部を受託していたが、その業務内容は、雇用理由書の下書きであった。
 - F は、正式な申請書類における雇用主の押印を徴求したことがない。
 - F は、雇用主に対して、雇用理由書の押印を徴求したことがない。
 - F は、雇用主に対して、雇用主から「雇用理由書」の内容を確認した旨を示す「確認依頼書」に押印をいただく手続に携わったことがない。
 - F は、雇用主と連絡を取ったことがない。
 - F は、当法人から、雇用理由書を作成する職務を与えられていない。したがって、雇用理由書の内容を決定する立場ではない。言うまでもなく、雇用理由書の内容を決定するのは、雇用主であって、行政書士ではない。
- 告発文に記されている F の主張について、G・H・I は否認している。
 - G は、F に対して、あたかも虚偽申請を許容するかのような言動を弄していた。（主張①）
 - ―― G は、主張①について、「事実ではありません」と否認。
 - H・I は、F に対して、雇用理由書に事実と異なる内容で記載するように唆した。（主張②）
 - ―― H は、主張②について、「唆したことはありません」と回答し、直近時において、F 本人に対し、その事実について直接確認したと申告。
 - ―― I は、主張②について、「何らの違法行為を行っておりません」と否認。
 - F に対して、雇用理由書に事実と異なる内容で記載するように唆した H・I は、「上司の指示」とであると説明していた（主張③）。



―― H は、主張③について、「説明したことはありません」と回答し、直近時において、F 本人に対し、その事実について直接確認したと申告。

―― I は、主張③について、「何らの違法行為を行っておりません」と否認。

【情報Ⅱ（2019.2.1 公表）】

- 現在、調査対象になっている A・D・E に関する情報を入手。内容は、下記のとおり。
 - E は、職業紹介の免許を取得することなく、外国人に対して職業を紹介している。
 - D も、E と類似の活動をしているが、E と協業しているか否かは不明である。
 - A は、E が取り扱っている求人案件を、自事務所の SNS 上に投稿し、求職者であり、かつ、在留資格の変更を求めている外国人を集客して、E に紹介した。
 - A は、行政書士ではあるが、職業紹介の免許は取得しておらず、求人案件を掲示して集客する免許を所持していない。
- 調査対象である A・D・E の関係は、下記のとおり。
 - A に関しては、正式書類の押印以外に、「雇用主の意思」を確認する手続において問題がなかったことを確認できていない申請案件が「2 件」ある。また、「注意喚起文書」は送付しているものの、正式書類の押印以外に、「雇用主の意思」を確認する手続において問題がなかったことを確認できていない申請案件が「31 件」あり、合計「33 件」が調査対象になっている。
 - 調査対象となっている上記「33 件」のうち、D が法人担当であった案件は「19 件（前回調査結果を報告した時点：14 件）」であり、E が法人担当であった案件は「4 件（同 1 件）」ある。また、法人担当が雇用理由書に関与しておらず、A が単独で雇用理由書を作成した案件は、「10 件（同 18 件）」である。前回調査結果報告時（2019.1.28）との違いは、担当が不明確であった紹介案件の法人担当が、提携会社において明らかになったことによる。

【情報Ⅱに関する追加情報（2019.2.7 公表）】

- 調査対象になっている A・D・E は退職者であり、入手した情報は退職後に関するものである。
 - 当法人の提携会社は、職業紹介の免許を取得した上で、紹介事業を行っている。D・E は、嘱託・外注などの形態にかかわらず、現時点において当提携会社とは契約関係にない。
 - D・E が、職業紹介の免許を取得している、あるいは、職業紹介の免許を取得している企業に所属しているという情報は、現時点において確認されていない。
 - A は、当法人の退職者であり、行政書士資格保有者として行政書士事務所を開業しているが、職業紹介の免許は取得していない。
- 当法人は、A・E の違法行為に対して、警告を発したことがある。
 - A は、従業員である J を、A が開業している事務所に関する SNS の管理者に任命した。
 - J は、当时无免許で職業紹介を行っていた E の求人案件に関する SNS の管理者であった。
 - J は、E の求人案件で求職者を募ることにより職業紹介を行い、E の求人案件に内定した後に A の申請業務受託へと勧誘する業務を行っていた。
 - 職業紹介免許を取得していない A が、J に命じて E の求人案件を SNS に掲示させ、職業紹介をさせることは、明らかな違法行為に相当した。
 - 当法人は、上記事実を A に対して警告した。



あじあ行政書士法人

ASIA OFFICIAL VISA ADVISERS

特別言語対応・在留資格に特化・国際展開

- その後、Jが、Eの求人案件に関するSNSの管理者である、という事実は、外部からは確認できなくなった。

特別監査チームにおきましては、上記の情報につきましても、鋭意調査を進め、必要に応じて調査結果を公表する所存です。

当法人としては、当報道を契機に、より一層の法令遵守を徹底させていく所存ですので、今後ともご愛顧の程宜しくお願い申し上げます。

あじあ行政書士法人
法務部長 合田千華